



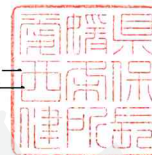
許可番号 03825009356

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
氏名 株式会社こっこー
代表取締役 植岡 達真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和 2年 9月 4日
許可の有効年月日 令和 7年 8月 12日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕処分：廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設

1基

設置場所：愛媛県西条市今在家1336番地 外4筆

設置年月日：平成27年4月14日

処理能力：4.8t/日（1日8時間稼働）

(2) 保管施設

1箇所

設置場所：愛媛県西条市今在家1336番地 外4筆

保管面積：31.5㎡

保管上限：15㎡

保管する廃棄物の種類：

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可

平成27年 8月13日

○変更許可

令和 元年 8月20日

（事業の範囲について、廃蛍光管の限定解除）

（裏面へ続く）

(裏 面)

○更 新 許 可

令和 2年 9月 4日

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

複写禁止